

第 2 次

軽米町男女共同参画基本計画

令和 4 年 3 月

岩手県軽米町

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当町では、女性と男性が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮して地域価値を高め、利益と責任を分かち合う町づくりを、すべての町民で進めていくための指針として、平成 23 年度に「軽米町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んできました。

今般、「軽米町男女共同参画基本計画」が令和3年度で計画期間満了となることから、本町や男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに「第2次軽米町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に規定された市町村男女共同参画基本計画として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた町の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「いわて男女共同参画プラン」を勘案するとともに、「軽米町総合発展計画」をはじめとする町の諸計画との整合を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画です。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」として位置付けるものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度(2022 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 10 年間とします。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢の急変や法制度の変更などの場合は、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画を取り巻く情勢

1 男女共同参画に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

国連により昭和 50 年(1975 年)が国際婦人年とされ、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

② 女子差別撤廃条約

昭和 54 年(1979 年)、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、政治的・経済的・社会的・文化的その他あらゆる分野で男女同権を達成するために必要な措置が定められました。

③ 北京宣言・行動綱領

平成 7 年(1995 年)、「第 4 回世界女性会議」が中国の北京で開催され、平成 12 年(2000 年)に向けて優先的に取り組む課題を提起して「北京宣言・行動綱領」が採択されました。

④ 国連特別総会「女性 2000 年会議」

平成 12 年(2000 年)、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され「政治宣言」と「北京宣言・行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

⑤ パリテ法の導入(2000 年)

1978 年、ノルウェーで始まったクォータ制(男女を一定比率で割り当てる手法)は、現在 100 ヶ国以上で導入・実施されていますが、フランスではさらに踏み込んだ、パリテ法(男女を完全同数に定める法)を導入しました。

⑥ 第 49 回国連婦人の地位委員会

平成 17 年(2005 年)、「第 49 回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言・行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言を採択しました。

⑦ 第 127 回列国議会同盟

平成 24 年(2012 年)、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を採択し、議員活動と家庭生活の両立支援のための議会の審議時間の変更や、育児休暇を議会欠席の正当な理由と定めるなどの具体策を提示しました。

⑧ 国連 持続可能な開発サミット

平成 27 年(2015 年)、150 以上の加盟国が全会一致で採択したSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)で世界共通の 17 のGoalのうち、第 5 目標に『ジェンダー平等を実現しよう』と定められました。

(2) 国内の動き

① 「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」策定

昭和 50 年(1975 年)に「婦人問題企画推進本部」が設置されたほか、昭和 52 年(1977 年)には「国内行動計画」が策定されました。

② 女子差別撤廃条約の批准

「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和 60 年(1985 年)には「女性差別撤廃条約」が批准されました。

③ 「男女共同参画推進本部」を設置

平成6年(1994 年)、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が拡充・強化されました。

④ 「男女共同参画社会基本法」の制定

平成 11 年(1999 年)、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

⑤ 「男女共同参画基本計画」の策定と「配偶者暴力防止法」の制定

男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が平成 12 年(2000 年)に制定されたほか、平成 13 年(2001 年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。

⑥ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の策定

平成 19 年(2007 年)、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定されました。

⑦ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

平成 27 年(2015 年)、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活で活躍することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部施行、平成 28 年(2016 年)に完全施行されました。

⑧ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

令和 2 年(2020 年)、令和 12 年度(2030 年度)末までの「基本認識」並びに令和 7 年度(2025 年度)末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 岩手県の動き

① 女性・男女共同参画行政に係る専管課の設置

昭和 54 年(1979 年)4月に青少年婦人課(平成5年(1993 年)に青少年女性課に、平成 15 年(2003 年)に青少年・男女共同参画課に改称)が設置され、女性政策を総合的に推進する体制の整備が図られました。

② 「新岩手の婦人対策の方向」の策定

昭和 63 年(1988 年)に、岩手県における女性政策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」が策定されました。

③ 「いわて女性さわやかプラン」の策定

平成4年(1992年)に、国の「新国内行動計画」改定と「第三次岩手県総合発展計画」の策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」が策定されました。

④ 「岩手県男女共同参画推進条例」の制定と「男女共同参画推進本部」の設置

平成14年(2002年)に、「岩手県男女共同参画推進条例」が公布・施行され、同年11月には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、全庁的な体制が整備されました。

⑤ 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」の策定

平成17年(2005年)に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正を受け、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が策定されました。

⑥ 新たな「いわて男女共同参画プラン」及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」の策定

令和3年に、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現を目指す、新たな「いわて男女共同参画プラン」と「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が策定されました。

2 町の現状と課題

(1) 男女共同参画をめぐる社会情勢の変化

① 人口減少の一層の進行

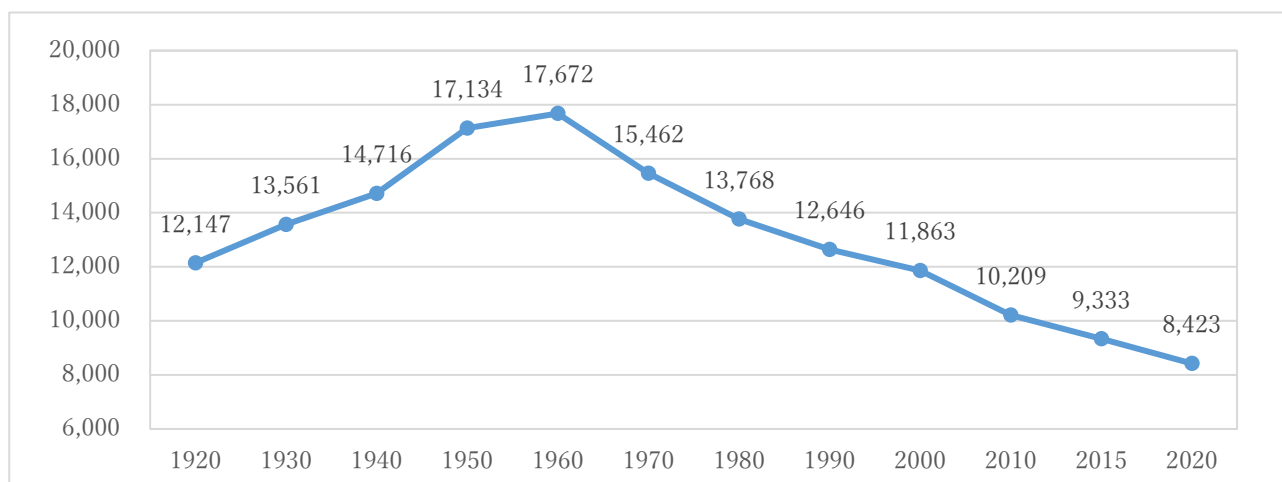
本町の総人口は、昭和35年(1960年)の17,672人をピークとして減少し、近年は町外への転出者数が町外からの転入者数を上回る社会減と、死亡者が出生数を上回る自然減があいまって減少が続いており、平成27年(2015年)には1万人を割り込み、令和2年(2020年)には8,423人(速報値)とピーク時の半数以下となっています。

急激な人口減少と高齢化の進行は、社会保障制度や経済活動、社会生活など様々な影響を及ぼしています。特に、生産年齢人口が続く中、農業従事者や誘致企業などでの労働力不足が懸念されており、経済活性化のためにも一層の女性の活躍が求められています。

また、「軽米町人口ビジョン・総合戦略」(令和3年3月)では、人口減少の要因として、自然減は、合計特殊出生率は全国や岩手県よりも高いものの減少傾向にあり、15～49歳女性人口が50年前に比べて、およそ7割の減少となり出生数の減少に影響を及ぼし、社会減は、多様な仕事を求め若年層の住民が町外に転出していることが、大きく影響していると分析しています。

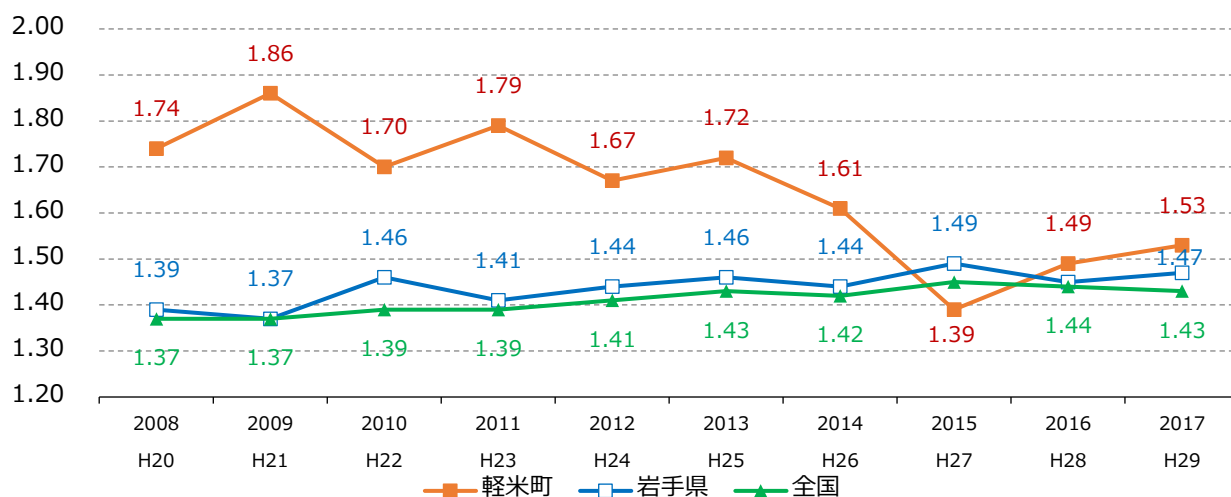
人口減少対策を進めていく上では、子育ての負担や、仕事と育児の両立の困難さといった「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換していくことが重要であるとともに、若年者の転出を食い止めるために、質の高い雇用を確保していく必要があります。

図1 軽米町の人口の推移



資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

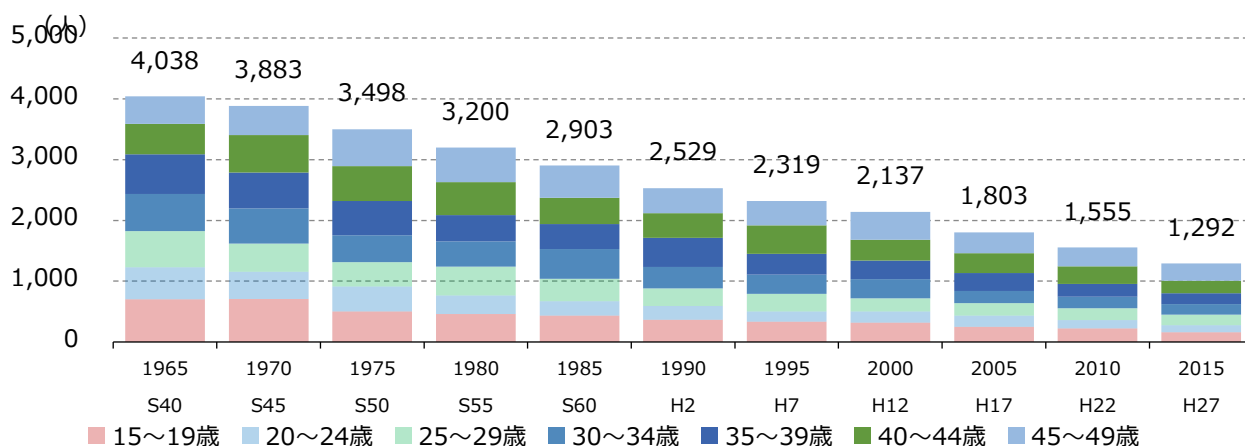
図2 合計特殊出生率の推移



資料:岩手県・全国 厚生労働省「人口動態調査」(各年 1 月 1 日～12 月 31 日まで)

軽米町 岩手県「保健福祉年報」(各年 10 月 1 日現在) ※当該年数を含む過去 5 年間の平均値

図3 15～49 歳女性人口の推移



資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

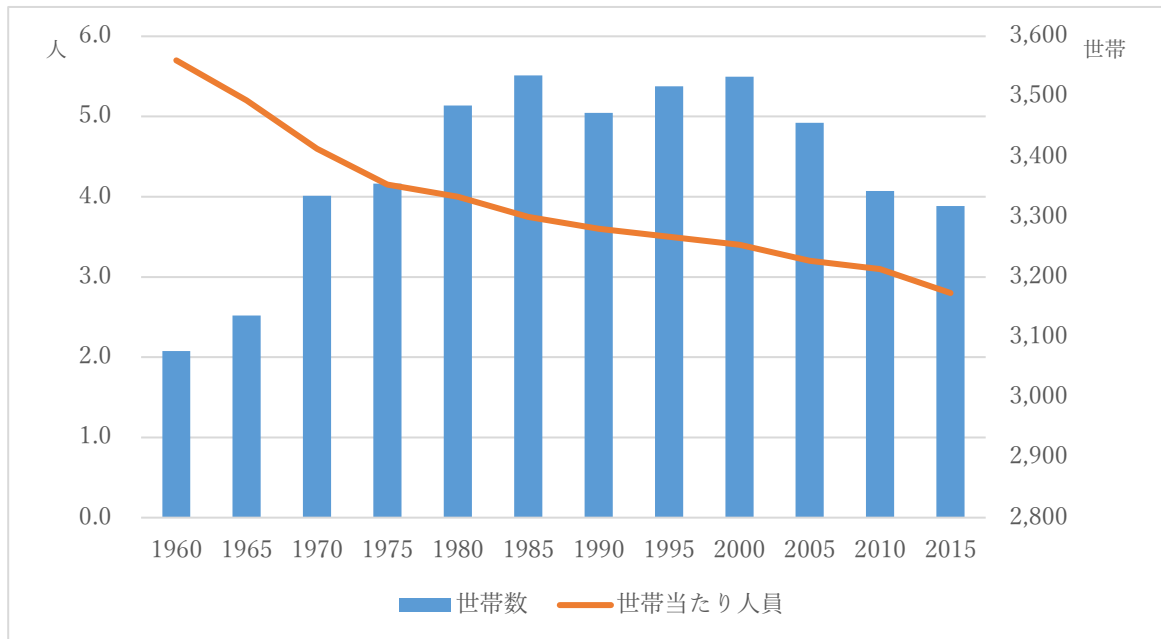
② 子育て環境の変化と高齢化の進行

本町では、核家族化が急速に進み、身近に育児の手助けをしてくれる人の不在や家庭における養育機能の低下、子育ての孤独化などによる養育者の育児不安が増加しているほか、親の介護を同時に担うダブルケア問題も懸念されています。

次代を担う子供たちが健やかに育つためにも、男性の家庭参画や性別にかかわらず仕事と子育て等を両立できる環境の整備など、社会全体での支援が必要です。

また、本町の高齢化率は全国を大きく上回っており、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しているため、高齢者が地域で孤立せず安心して暮らせる社会が望まれます。

図4 世帯数と世帯当たり人員の推移



資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

③ 多発する大規模自然災害の発生と感染症の流行

本町を襲った平成 11 年豪雨をはじめ、全国的に様々な自然災害が毎年のように発生しており、災害発生リスクの高まりや被害の甚大化が懸念されているほか、令和2年から新型コロナウイルス感染症が拡大しています。

このため、大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心な地域社会の構築を進めていくことが重要となっています。

また、こうした大規模災害や感染症の流行等の危機的状況においては、女性への家事・育児・介護等の負担が一層増すほか、配偶者等からの暴力(DV)の増加や雇用格差など、平常時における男女共同参画に関わる課題が顕著に現れることから、危機的状況において女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、平常時から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要となっています。

④ SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取組の推進

平成 27 年(2015 年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が盛り込まれており、この推進につながる取組が、国、自治体、企業等で進んでいます。

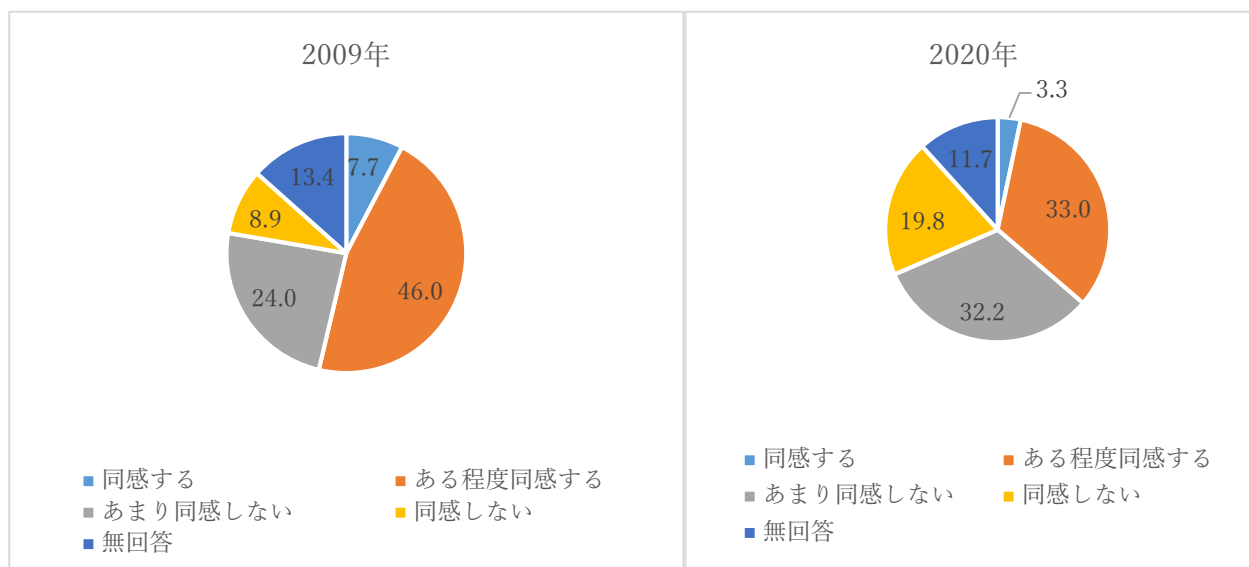
SDGsでは、ゴール5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が掲げられており、SDGs全体の達成のためにも男女共同参画の実現へ向けた取組が重要となっています。

(2) 男女共同参画に関する町民の意識

① 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方)の変化

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方が、ここ 10 年で変化しており、「同感する」と「ある程度同感する」が 17.4%減少した一方、「同感しない」と「あまり同感しない」が 19.1%増加している。

図5 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対する意識調査

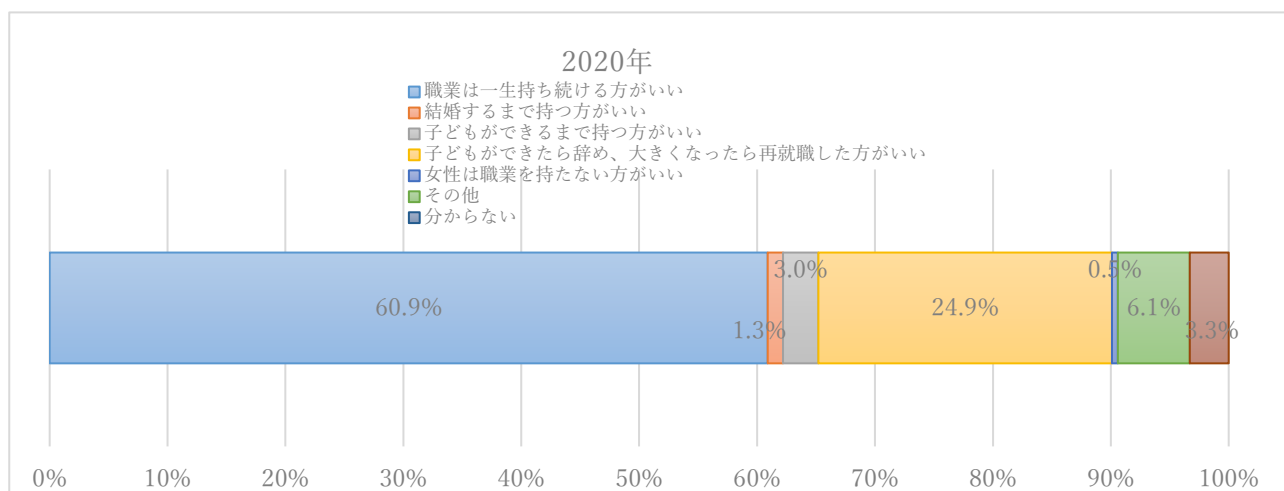


資料:各年輕米町町民意識調査

② 女性の就労に関する意識

「職業は一生持ち続ける方が良い」が、60.9%を占め、「女性は職業を持たない方が良い」は0.5%で、多くの町民が女性の就労を支持している。

図6 女性の就労に対する意識

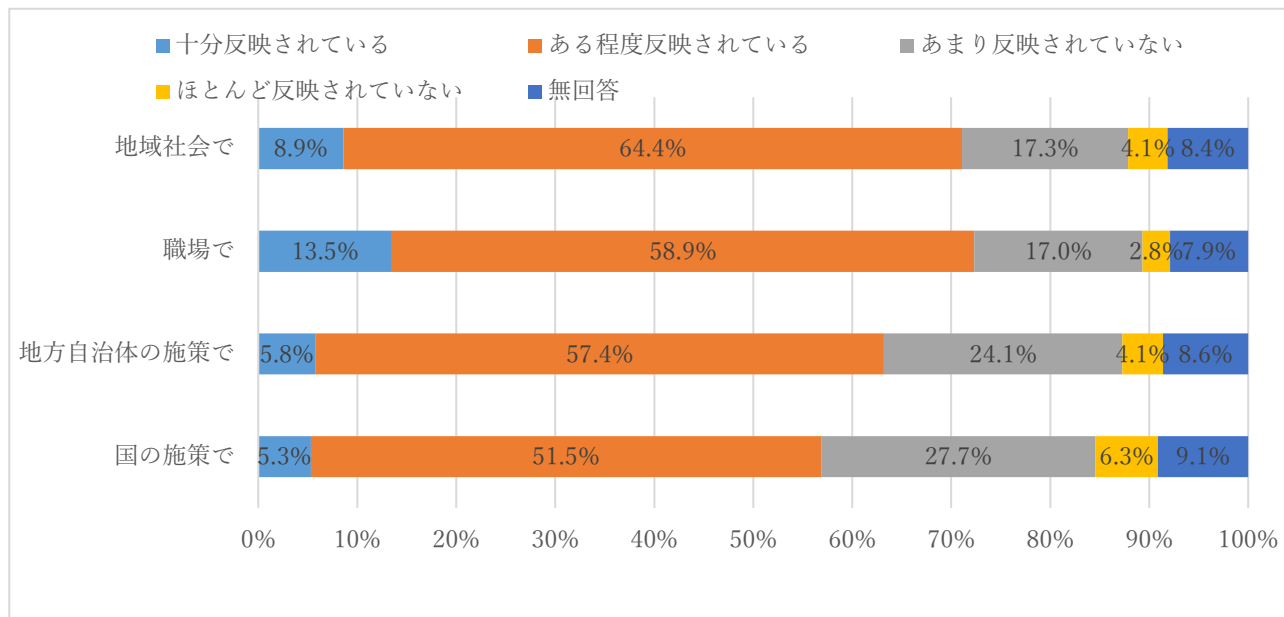


資料:2020 年輕米町町民意識調査

③ 女性の意見や考え方の反映に係る意識

すべての項目で反映されているとの項目が過半数を超えています、「地方自治体の施策で」と「国の施策で」では、およそ3割が反映されていないとしています。

図7 女性の意見や考え方の反映に係る意識

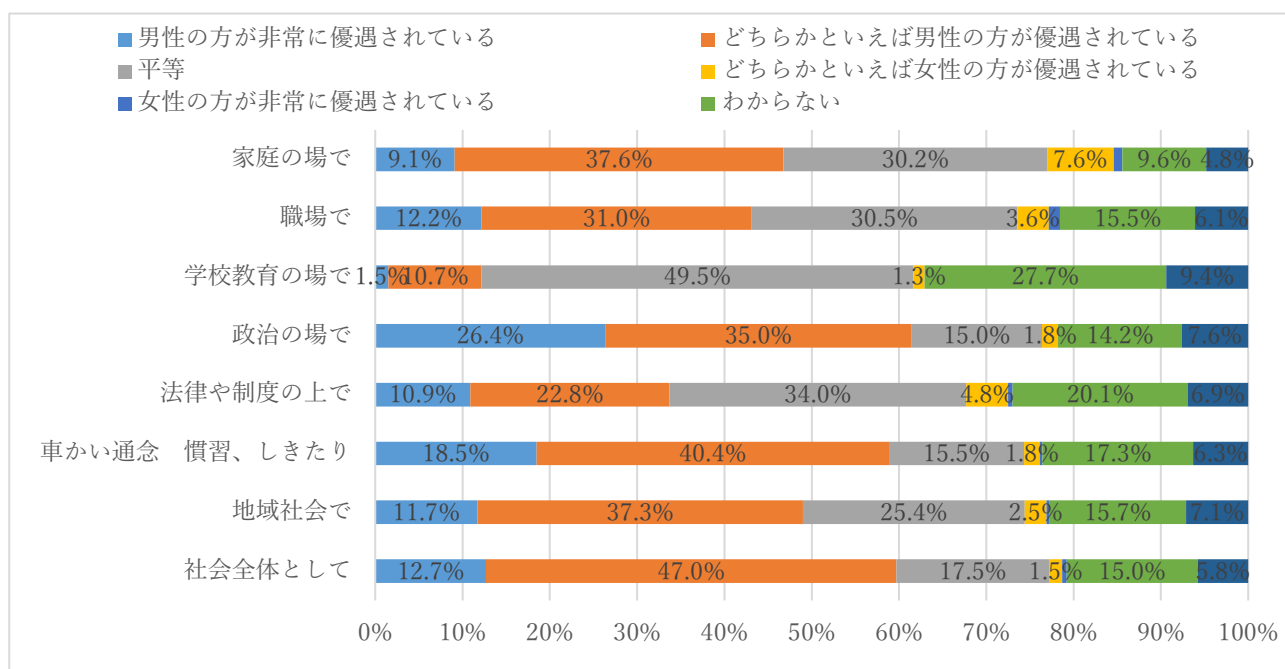


資料:2020 年輕米町町民意識調査

④ 男女の地位の平等感

「学校教育の場で」と「法律や制度の上で」以外の6つの項目において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。特に、「政治の場で」と「社会通念、習慣、しきたり」において、男性の方が優遇されていると感じる割合が高くなっています。

図8 男女の地位の平等感



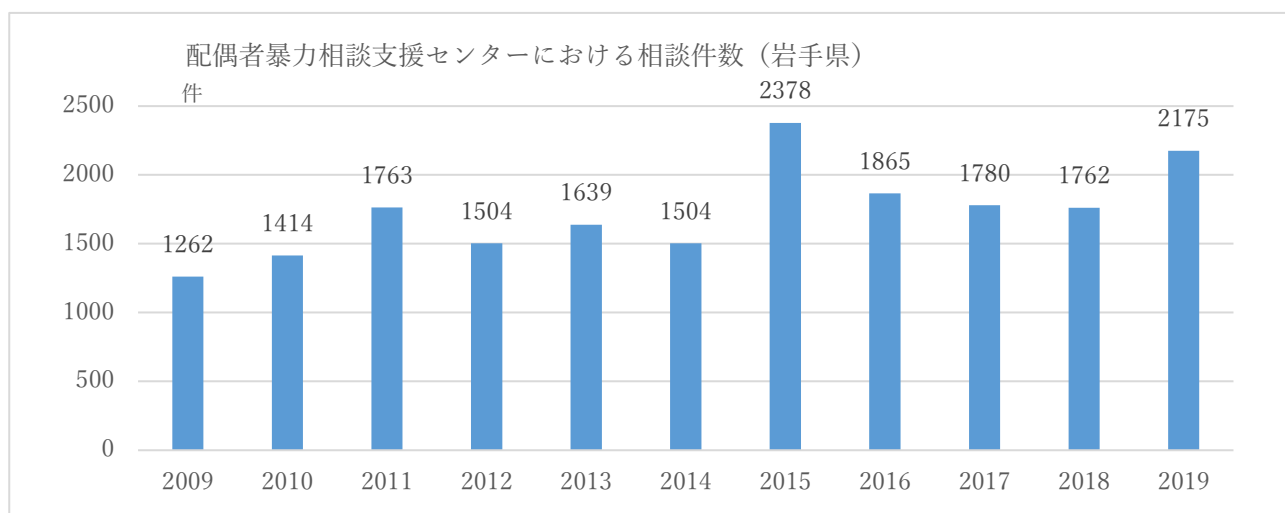
資料:2020 年 若手米町町民意識調査

⑤ 女性に対する暴力と困難を抱えた女性をめぐる状況

ア 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

岩手県内における相談件数は、平成 27 年度(2015 年度)から 2 千件前後で推移しています。

図9 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



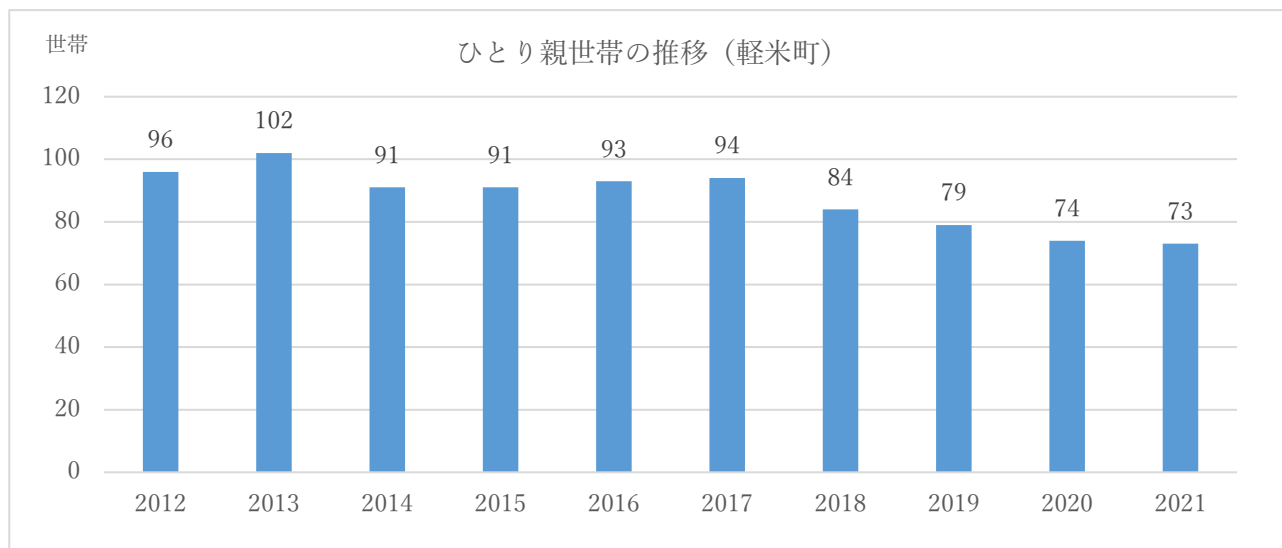
※県の配偶者暴力相談支援センターは 2009 年度 13 箇所、2010 年度以降は 12 箇所となっています。

資料:岩手県子ども子育て支援室調べ

イ ひとり親世帯の状況

本町の児童扶養手当受給者は、平成 29 年(2017 年)以降減少しています。

図 10 児童扶養手当受給者数の推移



※

資料:軽米町健康福祉課調べ(各年8月1日時点)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び岩手県の「いわて男女共同参画プラン」と整合を図りつつ、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「女性の活躍支援」、「多様な困難を抱えた女性への支援」及び「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の4つを施策の基本方針として、軽米町総合発展計画に謳われている「性別や世代を問わず誰もが参加しやすい、町民総参加の町づくり」を目指し、施策を推進します。

2 施策の基本的方向

(1) あらゆる分野における女性の参画拡大

人口減少が進む中、地域社会が持続的に発展するためには、あらゆる分野で女性が意思決定過程に参画し、多様なニーズや意見を反映させていくことに加え、あらゆる分野の取組に女性が参画し、能力を発揮していくことが不可欠です。

このため、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組むほか、地域社会における活動が男女共同参画の視点で行われることにより、性別にかかわらず、暮らしやすい魅力ある地域社会が形成されるよう取り組みます。

(2) 女性の活躍支援

性別にかかわらず、経済的な自立や自己実現を図るためには、働くことを希望する人が働き続けられ、その能力を十分発揮できる環境の整備が必要です。

また、少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力への期待が高まっており、女性の活躍が求められています。

このため、女性活躍推進法に基づき、関係団体と連携しながら、女性の就業支援に取り組めます。また、性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる環境づくりに努めます。

(3) 多様な困難を抱えた女性への支援

女性に対する暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害が潜在化しやすく、様々な困難にもつながる深刻な問題であるため、暴力の根絶と被害者の相談支援体制の充実が必要です。

また、女性は経済社会における男女がおかれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況において、困難が深刻化しないよう、平常時からの男女共同参画社会の実現と支援体制の充実が必要です。

さらに、女性は妊娠や出産により男性とは異なる健康上の問題に直面するため、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策を講じる必要があります。

このため、女性に対する暴力の根絶や、困難を抱えた女性への支援、生涯にわたる女性の健康支援に取り組めます。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家庭・学校・地域において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代の町民が男女共同参画の意義・必要性を理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動ができるようにすることや、孤立せず安心して子育てや介護ができる環境の整備が必要です。

このため、町民への教育・学習機会の充実や、幅広い層を対象としたわかりやすい意識啓発、多様な性への理解促進を図るほか、男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくりに取り組めます。

3 施策の体系

計画の方向性 性別や世代を問わず誰もが参加しやすい、町民総参加の町づくり	基本目標	基本施策	施策名
	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進
			(2) 事業所等における女性登用の促進
		2 地域社会における女性の参画拡大	(1) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
			(2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域づくりの推進
			(3) 防災施策への男女共同参画の視点の導入
	II 女性の活躍支援	1 女性の職業生活における活躍の推進	(1) 男女の雇用機会の均等と待遇の確保
			(2) 女性の再就職支援、起業支援
		2 仕事と生活を両立できる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進
	III 多様な困難を抱えた女性への支援	1 暴力の防止と被害者の保護・支援	(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
			(2) 被害者への支援体制の充実
		2 困難を抱えた女性への支援	(1) 男女平等の視点に立つ高齢者・障害者支援
			(2) 子育て支援の充実
	IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(3) ひとり親家庭への支援
			(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進
			(2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進
		2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(3) 国際的視野に立つ男女共同参画の推進
			(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
		3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT 等)への偏見や差別の解消
			(1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
			(2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

【基本施策1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず政策や方針を決定する場に参画することが重要です。

事業所や地域社会等において、女性の進出は増加しつつありますが、政策・方針の決定過程等においては、男性主導で行われることもあるなど、決して参画が進んでいるとはいえないことから、事業者や各種団体に対し、引き続き啓発活動に努めます。

《取り組む施策》

(1) 施策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進

施策名	施策の内容	担当課名
審議会等への女性委員の登用促進	審議会・委員会委員への女性の登用について、積極的に取り組みます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	関係各課等
女性管理職への登用促進	町における女性管理職の登用に努めます。	総務課
女性人材の育成	女性人材育成の推進につながる研修等への積極的な参加を促進します。	関係各課等

(2) 事業所等における女性登用の促進

施策名	施策の内容	担当課名
事業所等に対する女性登用の啓発	事業所や町内各種団体における男女共同参画を推進させるため、女性登用の拡大について意識啓発を行います。	関係各課等

【基本施策2】 地域社会における女性の参画拡大

全ての人々にとって住みやすい地域社会とするためには、地域コミュニティ団体等が行う多様な地域課題の解決に向けたあらゆる分野の活動において、男女双方の視点から企画・立案・実践していく必要があります。

また、災害時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から地域社会における男女共同社会の実現に努めます。

《取り組む施策》

(1) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策名	施策の内容	担当課名
女性リーダーの養成	様々な分野で能力を身につけて、地域活動のリーダーとなる女性人材の養成を進めます。	教育委員会
町づくり活動における男女共同参画の促進	町づくり活動の様々な場面において、男女共同参画の推進に努めます。	関係各課等

(2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域づくりの推進

施 策 名	施策の内容	担当課名
多様な人材の育成	地域づくりに関するセミナー等への参加を働きかけ、地域コミュニティを支える女性や若者を含む多様な人材の育成に取り組みます。	教育委員会
多様な町民との協働による事業等の実施	町政全般に男女共同参画の視点を取り込むとともに、町民との協働による施策・事業の企画・実施に努めます。	関係各課等

(3) 防災施策への男女共同参画の視点の導入

施 策 名	施策の内容	担当課名
防災対策における男女共同参画	避難所運営や備蓄品の確保に女性の視点を取り入れるほか、男女共同参画の視点を取り入れた訓練の実施に努めます。	総 務 課
自主防災組織への女性参画	自主防災組織への女性の参画を推進し、地域防災の自主的活動の充実を図ります。	総 務 課
女性の消防団への入団促進	消防団の意義や活動状況などの周知を図り、女性の消防団への入団を促進し、組織強化を図ります。	総 務 課

基本目標Ⅱ 女性の活躍支援

【基本施策1】 女性の職業生活における活躍の推進

少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力への期待が高まっており、国の「働き方改革実行計画」では、個人の学び直しへの支援の充実が掲げられており、ITや保育・介護など人材の需要の高い分野などでの職業訓練の拡充が進められています。これらのことから、自らの意思により働き続けるという女性の自己実現に向けた職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない能力開発や適性に応じた平等な教育訓練機会を確保していくことが必要です。

労働者に対する環境整備、女性の再就職や起業への支援など、男女が社会の対等な構成員として共にいきいきと働き、活躍できる環境づくりに努めます。

《取り組む施策》

(1) 男女の雇用機会の均等と待遇の確保

施 策 名	施策の内容	担当課名
雇用に関する法令の周知	男女雇用機会均等法などの関係法令について、関係機関と連携のもと事業所への周知に努めます。	町民生活課
パートタイム労働環境の整備	パートタイム労働について、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、関係機	町民生活課

	関と連携してパートタイム労働法などの周知に努めます。	
各種ハラスメントの防止	セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための意識啓発を図り、すべての人が働きやすい環境整備の支援を行います。	町民生活課
農業家族協定の締結の推進	農業における家族の適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会

(2) 女性の再就職支援・起業支援

施策名	施策の内容	担当課名
再就職の支援	ハローワークなどの関係機関と連携して、職業能力の向上や再就職の情報提供に努めます。	町民生活課
女性の起業の支援	起業やキャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するため、県と連携しながら相談や情報の提供に努めます。	産業振興課

【基本施策2】 仕事と生活を両立できる環境づくり

女性の活躍を推進していくためには、女性が過重な家事負担を負うことなく仕事と家庭生活の両立が可能になるよう、固定的な役割分担意識の見直しを促進し、男性の主体的な家庭生活への参画を進めるとともに、長時間労働の削減などの働き方改革に取り組み、男女双方にとってワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を進めていくことが必要です。

家族を構成する男女が家庭生活における責任と役割をともに担うために、家事・育児・介護などへの男性の参加促進を図るとともに、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、働き方の見直しや多様な働き方について、各種啓発活動を通じて理解を促進します。また、県と連携しながら、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、男性も含めた取得促進など、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備について、企業や関係団体へ継続して働きかけます。

《取り組む施策》

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進

施策名	施策の内容	担当課名
仕事と家庭の両立に向けた意識啓発の促進	広報紙などを活用し、仕事と家庭の両立に向けた効率的な就業体制や公正な仕事の分担を行う意識啓発に努めます。	町民生活課
育児休業・介護休暇等制度の周知と取得促進	育児休業や介護休暇制度の周知及び休暇を取得しやすい職場づくりに努め、男性職員の取得率向上のための啓発を図ります。	町民生活課

男性の家事・育児・介護支援の充実	男性を対象とした料理教室開催のほか、男性の育児や介護への参画を促進するための意識啓発を図ります。	健康福祉課
------------------	--	-------

基本目標Ⅲ 多様な困難を抱えた女性への支援

【基本施策1】 暴力の防止と被害者の保護・支援

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力による被害者は女性であることが多く、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題が存在していると考えられます。ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどは、被害者の方が問題を一人で抱え込み被害が潜在化しやすい状況にあり、社会全体で暴力の根絶に努める必要があるとともに、相談できる環境の整備が求められています。

また、女性のみならず、高齢者や障害者、児童などの弱者に対する虐待も社会の大きな課題となっており、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

社会全体から暴力を根絶するため、関係機関の緊密な連携による被害者支援はもとより、暴力の未然防止を図るための環境の整備や、あらゆる暴力を容認しないという強い決意を社会全体で共有することが必要であることから、あらゆる暴力の根絶に向けて、広報紙やホームページ、講座やセミナー等の場において意識啓発を行います。

また、被害者からの相談には、被害者に寄り添う気持ちを持ち、県や警察、その他関係機関と緊密な連携をとり、迅速な解決に向け全力で対応します。

《取り組む施策》

(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

施策名	施策の内容	担当課名
あらゆる暴力根絶のための啓発	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、広報紙やホームページ等を通じて啓発活動に努めます。	町民生活課

(2) 被害者への支援体制の充実

施策名	施策の内容	担当課名
相談体制の整備	被害者からの相談に対応するとともに、警察など関係機関と連携し、迅速に対応するための体制を整備します。	健康福祉課
関係機関と連携した支援	県や関係機関と連携して、緊急一時保護、救援保護、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	健康福祉課
県や近隣市町村との連携強化	県及び近隣市町村と情報を共有し、DV被害者に対して連携した支援体制の充実に努めます。	健康福祉課

【基本施策2】 困難を抱えた女性への支援

女性は、非正規雇用の割合が高いことなど、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景として、貧困等による生活上の困難に陥りやすい状況にあります。また、ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が社会的なつながりを回復し、自立に向かえるよう支援が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画社会の実現と危機的状況においても機能する支援体制の構築が必要です。

町では、ライフステージに合わせた予防接種や健診を適切に実施することで、すべての世代の健康維持に努めているほか、子ども医療費の無料化をはじめとした福祉制度を継続的に実施し、引き続き安心して暮らせる環境の整備に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図ります。

《取り組む施策》

(1) 男女平等の視点に立つ高齢者・障がい者支援

施策名	施策の内容	担当課名
家族介護の支援	介護に関する知識や技術の習得、介護者相互の交流の場の提供など、要介護状態等にある高齢者を抱える家族の支援を行います。	健康福祉課
高齢者・障がい者への支援の充実	高齢者や障がい者が地域で安心して生活するための各種福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課
関係機関との連携強化	福祉サービス事業所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、生活困窮者の早期把握・支援に努めます。	健康福祉課

(2) 子育て支援の充実

施策名	施策の内容	担当課名
保育サービス等の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づく多様なニーズに対応する保育サービスについて、男女共同参画の視点から点検し、情報提供や支援事業、相談事業等の充実と推進を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課

(3) ひとり親家庭への支援

施策名	施策の内容	担当課名
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の負担を軽減し、親子ともに安心した生活を送れるよう支援します。	健康福祉課

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

【基本施策1】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について、発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男性・女性双方にとって有意義であることについて、意識啓発を図る必要があります。

このため、学校教育における多様な職業を理解する活動等を通じて、児童生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立できるための能力を育成するとともに、児童生徒が互いの性を尊重して、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた教育の充実を図ります。

また、各地域において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画の視点を持ち、各地域や各分野で活躍するリーダーの存在が重要であることから、男女共同参画サポーターなど、地域において男女共同参画を推進する人材の養成を行うとともに、その活動を支援します。

国際理解・国際協調の促進については、「男女差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」などの国際的規範や国際的動向、持続可能な開発目標(SDGs)について、町民への周知を図るとともに、国際理解のための研修会やイベントの開催を支援します。

《取り組む施策》

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

施策名	施策の内容	担当課名
男女平等の教育の推進	学校教育において、男女がお互いに尊重しながら学び合う意識の醸成を図ります。	教育委員会
個性や能力を尊重した教育の推進	性別にかかわらずリーダーの役割を担うなど、児童生徒の個性の発揮と能力向上に努めます。	教育委員会
進路指導の充実	性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。	教育委員会
職場体験の推進	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、労働観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう職場体験の推進に努めます。	教育委員会
教職員等の研修	男女平等教育についての正しい理解と認識を深めるために、教職員や保護者等に対する研修実施に努めます。	教育委員会

(2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

施策名	施策の内容	担当課名
男女共同参画に関する学習機会の充実	講演会やセミナー、出前講座等を通じて、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。	総務課

支援制度の周知及び相談体制の充実	男女共同参画に関する活動支援制度や相談体制の周知・充実を図ります。	総務課
女性リーダーの養成	地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。	関係各課等
自主的活動団体への支援	男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために、活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。	関係各課等

(3) 国際的視点に立つ男女共同参画の推進

施策名	施策の内容	担当課名
国際交流活動における男女共同参画の推進	国際交流事業への男女共同参画を促進します。	総務課
国際理解・協力の推進	男女平等に関する国際的な取組について、情報の提供に努めます。	総務課
中高生海外派遣事業の実施	異文化への理解を深め国際感覚を身につけるために、中高生の海外派遣事業の充実を図ります。	教育委員会

【基本施策2】 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。また、性的マイノリティ(LGBT等)に対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを抱えており社会問題となっています。

このため、町民等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向けて、男女共同参画の必要性について広報・啓発活動を実施します。また、性的マイノリティ(LGBT等)については、多様な性的指向・性自認への理解促進を図るための普及啓発を行います。

《取り組む施策》

(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し

施策名	施策の内容	担当課名
地域社会における男女平等意識の啓発	男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であるとの自覚を促すとともに、地域社会を男女が対等な立場で共に支える意識を啓発します。	町民生活課
慣行、しきたりなどの見直しの啓発	地域のしきたりや慣習が男女共同参画に配慮され、見直される意識を醸成します。	町民生活課

(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT等)への偏見や差別の解消

施 策 名	施策の内容	担当課名
LGBT等への偏見や差別の解消	差別や偏見をなくするために、啓発活動を行います。	町民生活課
学校における性教育の推進	思春期における体と心の健康問題に対応する健康教育及び成長段階に応じた性教育を実施します。	教育委員会

【基本施策3】 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

日常生活における心の豊かさや仕事と家庭生活の両立、子どもへの影響、退職後の生活の在り方等を考慮すると、世代を問わず、家庭生活における家事・育児・介護などを男女が協力して担う必要があります。

また、家庭や地域の子育て力が低下する中で、町民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、女性への家事・育児・介護等の負担が一層増すなど、平常時における男女共同参画に関わる課題が顕著に現れることから、危機的状況において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、平常時から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

《取り組む施策》

(1) 家事・育児・介護への男性の参画促進

施 策 名	施策の内容	担当課名
家事・育児・介護への男性の参画促進	男性を対象とした料理教室開催のほか、男性の育児や介護への参画を促進するための意識啓発を図ります。	健康福祉課

(2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実

施 策 名	施策の内容	担当課名
子ども・子育て支援策の充実	若者が安心して家庭を持ち、子どもを産み育てていくことができるよう、社会全体で子育てを行う機運の醸成を図るとともに、放課後児童クラブなど地域の実情に応じた子ども・子育て支援策の充実を図ります。	健康福祉課
介護支援サービスの充実	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の取組を推進します。	健康福祉課